**平成２７年（フ）第１１号**
神奈川県海老名市国分北１丁目40番９－102号
債務者　山口　裕子（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３３号**
岩手県宮古市中里団地８番６－１号、旧住所岩手県宮古市中里団地１番１号　愛宕公園仮設住宅４棟２号
債務者　中村　直
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午後１時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

**平成２６年（フ）第４３２号**
岡山市中区穝東町１丁目14番12―１号　龍運コーポ201
債務者　中塚　誠二
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第４７４号**
岡山市北区玉柏2219番地８
債務者　川邉　舞
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第４９３号**
岡山市北区野田屋町２丁目11番23―503号
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１８８１号**
横浜市金沢区釜利谷東７丁目２番18号　松野ハイツ202
債務者　伊藤　崇子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１８８２号**
横浜市金沢区釜利谷東２丁目９番14号　エスケイワイコート307
債務者　延藤　孝
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第７０号**
静岡県田方郡函南町平井1753番地の982、申立時の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4553番地10
債務者　髙野　年之
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

**平成２６年（フ）第６３６号**
静岡県藤枝市横内999番地の１
債務者　向坂　寿美
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１９９号**
釧路市昭和北３丁目24番13号
債務者　大澤　正光
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２６年（フ）第２３１号**
釧路市城山２丁目３番20号　グランドハイツ２階３号
債務者　大山あけみ
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２６年（フ）第１７３号**
長崎県東彼杵郡川棚町城山町53番地、前住所長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷1278番地３
債務者　一瀬　弘子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２７年（フ）第１２１号**
東京都北区王子５丁目２－２－1303
債務者　藤井　紀子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第１０号**
茨城県土浦市西根南３丁目３番14号　うららかタウンＣ101
破産者　海老原　学
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係